

慶應戊辰新刻

津田真一郎譯

泰西國法論

江戸開成所

凡例

往年余恭々

三年八月九日

大命を奉_レ和蘭_ニ遊び西周助と偕_ニ法學を_レ求_レ訂_ノ大學
博士_シモンヒツセリグ先生_ニ受け先生の口授_ニ従_ヒ蘭語
の儘筆記せ_レ者五種あり其詳あるを西氏の譯_も所性
法口訣の凡例_ニ譲_ル此書ハ即其第三種_ニして今余_ク謹
で譯_も所あり或_モ譯字の不當文意の不通_を免_レ伏
して大方_ハ是正_を乞_フ

西洋の法學別_ニ數科_ト成_ル初學或_モ望洋の歎_を免_レ
れ余嘗_テ泰西法學要領_を撰_ヒ今又其要_を撮_ル事左_ノ如

839
1

泰西國法論 凡例

法學を法律の學として西洋列國の大學校に於て生徒大半
 此學に從事を彼國大學の學科之を大別して五と云ふ就裡
 法學の庶生最多一余が曾て遊び來下の大學校昨千八
 百六十五年の庶生曆を閲せられど綜計庶生五百十二人の
 内法學庶生二百八十三人千八百五十六年維也納大學の
 生徒二千六百十四人の内法學生九百十二人又居る他の
 大書院生徒の比例大抵是と大同小異あり是其故彼國に
 於て法院の諸官を論ぜざる迄も無く内外諸有司大槩此學
 の及第學士より拔擢せらるるに因るあり
 西洋の諸學其本希臘より出づ然とども希臘の時漢土周の代
 當よ唯受學の一科なりて餘の諸學を包羅せし事恰漢

土本邦目今の狀に似たり羅馬の時漢法科漸く別きて特

又一科を為す勢あり故に方今の法學羅馬を以て祖とい

我邦中古明法の學あり方今泰西法學の一端耳

羅馬の法學を東帝ヂュチニア第一西洋紀元五百年許の人

當チリボニアニス等有名の法學士をして羅馬古來の法

律及批文の法と為る可き者を彙集せしめしに因て始て

書を成しより世に之をパンデキテンと云ふ其後インス

チチュンオ子スノヘルレン等の書嗣出して合して一大部書

と成り名けてコルプスユリスシヒリスといふと云ふ

法學法朗西語に之をシュリスブルダンス又シエンシデド

ロワといひ英吉利人之をデュリスブルデンシ又サイン

シ、オフ、セ、ラウ、或を單よラウと稱し獨逸よレグツタスセ
ンキフト、或をレグツゲレールサームカイトと云ひ和蘭
よレグツゲレールドヘイドと云ふ英のラウを法の義よ
リダリ即佛のシリ及ドロワ獨蘭のレグトを詞訟俗よ所
謂公事の義よシエンタスセンキフトゲレールドヘイド
等を學の義あり故よ唯英語のみ法學と翻す可く他を詞
訟の學公事と譯を可しドロワ、シリ、ダリ皆詞訟の義あれ
共本来曲直の直の義よ其淵源を拉丁のユスありユス
の本義即直あり蓋詞訟を理直を以て勝ち曲を以て敗る
れをあり漢人法官を稱して司直といふも此義あり邦語
の公事も私曲無き義ありべし英よライトてふ語あり全

く同義よ々用法も略同トれ共學科の名よをラウ法て
ふ語を用ひてライト直てふ語を用ひず漢土の語法英の
例よ似より故よ今此學の總名を譯して法學と云ふ邦語
を公事學とも譯を可し
右の如くドロワライト、レグトを本来正直の義よて正大
直方自立自主の理を伸る意を含ま然れ共諸國慣習の用
例其義一ありば大略を撮むよ左の如し
其一 義の對よ々々權と譯を可し譬を券主を償ふ
べき義あり債主を之を責る權あり如し法
學中此意よ用る所尤多し故よ法學又之を權
學と譯を可し

其二 分と譯を可し人各分り父死して子嗣くを子の分あり賣買を商の分耕種を農の分よして他人之を争ふ可らざるが如し

其三 正直の本義よして律法と相對す蓋律法宜しく正しうる可し然れ共時りて狂と事りれどもあり

其四 國例と譯す可し譬を羅馬國例法朗西國例と謂ふが如し此を羅馬國法朗西國は通行せる權と分あり

其五 毎事一定の條例り此條例を總括しうる者を謂ふ譬を家法又後見の權の如し彼土よてを同義ふ

れ共我邦よてを一を法と
譯し一の權と譯さるべし

其六 學者理を考へ道を講す其議論世法といふ可し

此時を又之を義と譯す可し

其七 直之を法學と譯す可し

其八 司法院等聽訟驗治の所を指す

其九 理非曲直を判する語を指す

其十 或を此語を假りて非を枉て理と為す至強の權の如し

法論を惟人間は通行する耳彼國は昔時禽獸亦其權ありといへる説あり松は大夫の位を與へ鷺は五位を授る者同日の論りて大なる謬あり但世は漫る禽獸を殺を禁

るを專人の為にして誼譁争鬪を防く爲あり又古昔彼
土は人奴りり生殺與奪の權皆其主人に在りて人奴を毫
釐も權を有せば禽獸草木に等しく惟主人所有の一物耳
是は天理人道に背けり後世人文大に闡け人の皆律法
上と同權を得るに至り人奴遠く縦を絶しより但黒奴を
天の罪人にして尋常の人類に非ざると云ふ彼國古來の陋
見と利欲とを惑ひて近時まで存しより英吉利人魁とし
て之を廢し晚近米利堅の奴亂平定して黒奴始て人間に
蘇生するを得し然るに我邦士人無禮を咎め人を殺
す權あり至強の權に非理の理り思ふ可き事あり
法論の本意は人々をして其自立自主の權を保しよむ

に在り彼國は昔時一切の人權を奪ひて生をばうり死人に
同しうする刑ありけれども今を廢しより是法學の一層
高き強加へ一証あり
法學人道と異あり人道を仁義禮讓を説き法學を惟事の
曲直理の當否を論也

法學は三種の別あり第一天創草昧の土地は惟先例の
慣習法ある耳凡百の事之を以て裁斷を第二聖賢法律を
制定して明は天下に揭示を國家民人の權義名分皆法律
に照して之を知り可し第三學者律法の善惡を論し法學
の論を定む之を學者の法論と云ふ蓋國家他日は由て
以て法律を改革せしむ

先例慣習法を未以て書を成さば聖賢の制法に至りて始て之を書き筆を故より不文律法成文律法の別あり法學別きて數科あり今之を區別する方法二あり其一之を體用の二類より別つ

體

用

列國公法

通信禮式

國法

有司法論

刑法

治罪法

私法

詞訟法

私法又三種より別つ甲平民私法、乙商法、丙列國平民私法

其二之を三大種より別つ

第一 列國公法

第二 國法

第三 民法

列國公法又細別して三より曰く列國公法理論曰く列國通用公法曰く通信禮式

國法又細別して五より曰く國法理論曰く通用國法曰く刑法曰く治罪法曰く有司法論

私法又細別して五より曰く性法曰く民法曰く商法曰く列國庶民私法曰く詞訟法

慶應二年丙寅九月

津田真一郎真道謹識

泰西國法論目錄

凡例

緒言

第一卷

國法論の總旨

第一篇

國法論の釋義并に其界限

第二篇

國の主權

第三篇

制法

第四篇

政令并り理財

第五篇

司法

第六篇

刑法并り治罪法

第二卷

國家并り其國の住民雙方の權義

第一篇

國法論より立つる本國住民の區別

第二篇

國民外國人

第二篇

自主民不自主民

第四篇

國民品種の區別

第五篇

國民品位の區別

第六篇

國家に對して住民有る所の通權

第七篇

國民の公權又名都士權

第八篇

國家に對して住民の務むべき義

第三卷

各種の政體

第一篇

政體總論

第二篇

多頭政治

第三篇

平民政治一名國民主の國

第四篇

豪族政治

第五篇

一頭政治

第六篇

籍土の制

第七篇

盟邦及合邦

第八篇

國內の區分

第四卷

見今定律國法の大旨

第一篇

定律國法の釋義

第二篇

根本律法 即國制又稱朝綱

第三篇

國家及其國の住民彼此權義の定規

第四篇

國制即建國の法制

第五篇

定律國內均勢の制

第六篇

政令理財を良善ありしむ。保証

第七篇

政府の報告

第八篇

宰相の任責

第九篇

國家の財政をしと善ありしむ。保証

泰西國法論

緒言

國法論を之を四段に別て説く可し

- 第一 國法論の總旨
- 第二 國家并其國住民雙方の權義
- 第三 諸種の政體
- 第四 現今定律國法の大旨

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

泰西國法論卷一

津田真一郎真道謹譯

國法論の總旨

第一篇

國法論の釋義并其界限

第一章 國法論を國家國民雙方の權と義とを彙集して論ず國家を幹あり國民の支あり幹支相維持して國以て立つ互に權有り義あり辨せむを有る可らん

第二章 茲に許多の人一箇の境域中に住し其公益を長ト衆利を増む為に共に一主長を戴き其權威に服従する者有り之を稱して國と云ふ而して主長を定立の條例を

從ひ闔國民の全力を使用する權柄を操る

第三章 故に國を人間公會の尤大にして其體裁全備せる者と知る可し

第四章 國の尋常公會と異なる所左の六件に在り此を國を成るに欠く可らざる者あり

第一 民種 此を許多の人其出自言語風俗議論所用必需の同一きと因て合して一種の民と云ふ

第二 土地 此を即所謂國あり但其境界は天造と人作の別あり

第三 立國の本意 此を闔國全民の大利益を主として他瑣細の節目に渉らざる

第四 永續無窮 年限無きあり

第五 自立自治の權全して缺く 鄰國より抑制せらるる事なく高く凡百小公會の上を駕す

第六 主權即君權 一切國人此權に服従して臣民と稱す

第五章 立國の本意を散亂して民力を統合し其條理を正し政令を理め國益民福を増加するに在り若夫人民唯天然同居して國を成ざれば民力支分して統一せず且屢相鬪殺す

第六章 此本意を達する為に國家の宜しく注意を可き

條件左の如し

第一 其保存を虞る可き事

第二 外寇を禦き内變を制し人民の權利平安を保

護を可き事

第三 國民同居の際禮序正しうる可き事

第四 國內諸民其力を用ふる事互に同トすべし

雖必竟相濟け相養ひ通國の福履を増長する

は出で國家の億兆の君師須らく之を誘導し

て其本意を達せしむ可き事

第七章 立國の原由の其本意中より明白あり若夫國を成

ざれば人民相濟養むる道無し故に其原の人間必要あり

て須臾も欠く可らざるに在るなり

第八章 世に或を成國の淵源を直に上古天神の口勅に

託し或を一時國人會議し一種の和約章程を定め始て國

を立し等の説は共皆妄あり

第九章 然れ共古今各國の史傳を歴覽せれば成國の緣

由多般あり其要を撮る左の如し

第一 或を一箇の家族たり世を追て蕃行して一民

種を成し其宗氏世に大權を握り終に國を成

を或の入り外國より家を移し來り後其族

漸く繁植し其首長世に威權を執り遂に國を

成す

第二 人たり天資英雄智勇萬人より卓越し能く兆民を以て其恩徳より心服せしめ或は其威より屈服せしめく國を成を斯る時を成國の本一人の心より在り

第三 聖人法を制し或は皇天上帝の命より託し或は天神の定むる所ありと稱して民の信を取らば是成國の本聖人の制法より在り

第四 許多の豪族會議して約を結ひ國人明く之を許し或は黙して之を許し以て國を成を是成國の本盟約より在り

第十章 國法列國公法と異あり混む可らば列國公法を

自立の諸國交際の誼を定む國外の事あり國法を國內律法の可否政令の善惡等を論む國內の事あり

第十一章 國法亦民法と異あり民法又私法と稱を民人日用往來の私權私義を論び民の私事あり國法を國家國民雙方の公權公義を論む國の公事あり故に國法又國內公法と稱を

第十二章 國法の關涉する所左の如し

- 第一 制法
- 第二 治道
- 第三 政令
- 第四 理財 國家を一箇自立の大公會より其立

國の本意を達する為に許多の費用必需あり
此國用を治る政即理財あり

第十三章 制法とい國の制度經濟の大典と國家國民雙方の諸權諸義并又諸人日用往來の際一切諸權諸義の條規を定て律法と為を云ふ

第十四章 治道とい國中諸人權利平安を保ち國內禮序正しく民利增長を為し國家の周く心を用ふるを云ふ
但民利を國家の宜しく關知を可きと關知を可らざるとの分界あり此分界を犯す可らざらん

第十五章 政令を帝制法の條例を實事と施すのみと止らば總て政府萬機の出入内外國事の執行を云ふ

第十六章 理財を國家財用の經理とい國家私有の土地品物歳入歳出國債等の管轄を云ふ

第十七章 方今文明の諸國に於てを刑法を國法論内の一分として之を論ぶ

稱を可し

第四章 通國の大權位を他一切小權位の本原あるを以て一箇の特稱を設けて之を別ち之を稱して主權と云ふ此主權を操る人を君主と云ふ

第五章 主權の由來を就て先哲の議論岐分縷析す

第六章 或人を之を天法と稱し天神所定の法とし國の君らり臣あるは即天意ありと謂つり

第七章 又或人を主權の根源を尋常の人法を以て之を解を其説より人の一度得たる主權を其人并其相續子孫の身より止りて世々遷らざると謂つり父祖相傳正統の業

第八章 又一説を主權の根本を家々天然の法則と同一

とまらぬなり其説より曰く一家の父を其家の嚴君とし一切家族須らく服従す可し而して嚴君之を責る權嚴君の權を有つ

第九章 又更に一説たり主權の本原を誓約と出づといふ曰く昔時嘗て國人會議して國を立一人を奉じて君主とし百事其命に従ふ可しと明に盟約を成し或を然らざらば暗に此意を致せりと云へり合同誓約又臣服盟約

第十章 更に又他の説より曰く本來主權を民に在りて永遠他人に譲る可らば然る共國民其便宜に因り暫く其主權を民中の一人或は數人に假して之を行はしむ是其意主權を闔國の公益に供せんが爲あり

第十一章 右主權由來の説一様ありきりしと同トク主
 權本來何人ニ屬す可レキと云フ論亦一定セザリキ
 第十二章 或モ曰ク主權本來闔國總民の手ニ止リテ他
 人絶て之を望む可ラズ國民亦之を他人ニ讓ル可ラズ惟
 國人一人或モ數人を其中ヨリ選舉シ主權を託シて之を
 行ハル耳然レド此主權を操ル人を民命を奉む者ニ
 シテ君命を奉ルハ四方ニ使キ使者ト其義一あり
 第十三章 又一説ニ主權本來總國民ニ屬セリト雖一旦
 國民國の爲メ之を有徳の君子ニ讓リ此時國民一同ニ
 誓約を呈シ其人を奉ル君主トシ萬民皆其臣僕ト爲ト
 リト云フ

成國の道理トハ
 初下ノ第二章ニ
 ノ第五章カ也

第十四章 天法父祖相傳正統の業并ニ嚴君の説互ニ同
 ドウラズト雖主權本來其人ニ屬シ平民ニ毫釐モ關涉
 セズ又之を行ハ權無シト云ヘるニ至リテハ僉同ト
 第十五章 簡ニシテ盡シ尤理ニ合ヘル説を國の主權即
 君權ニ成國の道理ト同一ニシテ分別す可ラズト云フ
 説あり故ニ主權の原由亦必要ニシテ須臾モ欠ク可ラズ
 第十六章 然ラハ其必要ニシテ欠ク可ラズ主權奈何
 ある人奈何ある定則ニ從ヒ如何シテ之を操リ如何シテ
 之を行ハヤト問ヒ時ニ於テ之ニ答ふる語モ其國人文開
 闡の度民智明發の級ニ從ヒ又風俗議論の同シクハ衣

食必需の異なるに因て一様ありべしと知る可し

第十七章 見よ主權を領し之を行ふ状を各國政體の同

トウラガるゝに従て異同あり而して政體を國初の舊慣に

仍り或は中世に之を變ぢる事を得可し

第十八章 闔國總民皆其國主權の臣僕あれど其命令を

奉順して恭敬ある可し是即總民の爲あり

第十九章 主權の作用別て三向とある

第一 政治の大典及國家品序の總律法を制す(制法)

第二 右の大典律法を頒布し内外國事を總て障ふ

く執行す(政令理財)

第三 國內の品序を正し人の權利を保護す(司法)

治道

第二十章 右主權作用の三向に従て國權を別て三權と

し之を制法行法司法の三權と云ふ每權作用の分界判然

として紊る可らば各其特別の條規ありとい

例得斯路律
精義十一

第二十一章 右の區別に従む

第一 制法の權を律法を制定を

第二 行法の權を律法を施行を

第三 司法の權を律法に従ひ權利を保護を

第二十二章 右の三權各其本を異にし特立して相關涉

せんと云ふ説けりとも當らば

第二十三章 本來三權惟一君主より出づ但其向方の異なるに因て其作用同しとせざる耳

第二十四章 君主一人の職務實に極て浩大あり故に業を分て之を掌しめざるを得ざるを益業を分て事を行ふを天下の通法あり

第二十五章 國制政治共の品序正しく條理紊れざるを緊要とし是を以て制法政令司法の三體屹然として特立し互に其領分を侵ざるを要す

第二十六章 右一主權の三作用互に均勢の狀を為し彼此相控制し其偏重を防ぐ此を是國の平安を護り且豫以て暴君の虐政を防ぐ至良法あり

特立スト云ハル説
九丁二十二章

第二十七章 三權乃至數權各互に分裂特立を云へる説を唯一主權の論に悖る取用をべからざる若夫數權分立の説實に行ふ時を國終に分崩離析せむ耳

第二十八章 左の三則掲て法とを可し

第一 國內唯一權あり其作用別とす三とある制法政令司法是あり

第二 制法政令の二體を恒に互に和熟し其力を裁まべし

第三 司法を右の二體と屹然として別と自立し他顧せん只管律例に準據し裁斷を為す可し

第三篇

制法

第一章 法律を制定する事を大主權作用の其一として其本君主より出づ

第二章 法律を制定する方法を立國の制度と因て同トらうべし其故を大主權の所在又法律を頒布する方法其國の制度と因て互に異あるべきあり

第三章 國家の大權國民に歸する國に於ては或は兆民會議して法律を制定し或は國中より推舉する所の人民に代て之を論制を

第四章 一人天下の大權を操る國に於ては一人の獨斷

を以て法律を制定す然れども朝令暮改其言の恒無きは
律法と為を可らざる○一人所定の條規獨其國の臣民を羈
約する耳あらざる國君及び嗣君の身を束縛して世々衰ざ
る可し但明は天下の號令して之を廢し或は新條規を制
して舊條規を代るを別論あり

第五章 元來所定の律法を淺智の羣民一時誼罵の論は
動搖せざる又一人愛憎の私の爲は攪亂せざる確然不拔ある
可し是文明諸國の實は永く之を求る所あり

第六章 茲は之を求て之を得ざる良法あり曰く有智有
力の數君子をして律法を助け制せしむるあり然る時を
君主此數君子の議を採り獻替を聽き或は其許諾を請ふ

第七章 國內は州なり邑あり恰一小國の如く其首長相
當の威權は從て制定して條規を其區域内に於て律法
として行ふ可し

第八章 律法其載る所の條規は從ひ之を別て二種あり

甲 定則

乙 令禁

第九章 甲を惟當行人事の規矩準繩を揭示する耳強て
人をして之を遵奉せしむる事能はる

第十章 此の如き律法を唯掲て以て庶民日用往來凡百
事件當行の規矩準繩とせざる而已あり故は若夫二人相談
し互に納得の上其條規を背く事を自由自在あり但由て

以て他人の患害を起す如き事を禁令に明示して行ふ可
らざる耳

第十一章 令禁を一切國人皆之を遵行を可し若之を犯
む者に刑罰其身を加ふ

第十二章 律法の關係する所は從て亦之を別て二類と
す

第一 國法

第二 民法

第十三章 國家の制度通國の經理財用の理正并に國家
國民雙方の權義を定る等の諸條規を指して國法と云ふ
第十四章 其目を舉ると左の如し

第一 根本律法即所謂朝綱又國憲より國家經綸

の基礎あり

第二 經綸律法 此を國家緊要事務の條規より

猶人身の脈絡諸機あるが如し

第三 刑法及び治罪法

第四 税法

第五 雜法 時勢景況に準じて國家特異心を留む

可き要件種々あり其條例を定るを云ふ

第十五章 民法を國人往來交會の際に生ずる所日用凡
百の事と關涉する諸權諸義を脩理して平人をして法則
を取らしむる者あり

第十六章 民法の關涉する所左の如し

第一 人權 衆庶同生彼此相對し互に其權あり之を人權と云ふ

第二 物權 人各物あり之を有し須らく其權あり可し之を物權と云ふ

第三 約束 得心の議定并人の行事と景況に因て律法上定て違背を可らすとせざる事を云ふ

第四 各人其人人權物權を防護し又約束の遵行を責む方法之を詞訟法と云ふ

第十七章 方今文明の諸國に於てを大抵右に擧ぐる民

法四編の細條目を網羅し悉く一大全備の律法書と成し之を明示し

第十八章 律法を國人に能く遵奉せしめむとせむ須らく頒告の禮式を行ひ國人に之を周知せしむ可し

第十九章 此頒告の後一切國人悉皆律法を熟知す可し縱令否ざるも定て之を熟知せしむ故に人律法を解せん律法に闇きを以て辭を作り法を犯し法に違て其罰を免れむとせざる事能ざるあり

第二十章 律法を頒告の後惟將來に通行せざる耳絶て既往を追ふ力を有せん

第二十一章 律法に其時を限らざり又限らざるあり若

其時を限らざる者を永久窮りなく通行と知り可し但
制法の位權を具備せる人明は號令して之を廢し或は別
の新律法を制し其旨古律法と矛盾する時を古律法の期
限盡しりと知り可し

第二十二章 民法の中制定頒告の明法成文律法と慣習の先

例不文律法と并行する國あり然らざる國あり

第二十三章 慣習の先例成文の律法と一例は行をるる
由縁を國民の議論多年暗々一致して異論無く或は事
り多年同例を以て處置し來り慣習の先例と成るは在り
就中太司法院の批文尤其關防と為り遂は確然拔く可ら
ざるに至る

第二十四章 民法論を彙集して一部の民法律書を設け
る諸國に於てを所謂慣習の先例永く律法の威徳を失て
法士の取ざり所たり但律法書中殊更は明指して採用せ
る條例を格別あり

第二十五章 州邑等國內一區域中の律法を悉皆總國の
律法に根據して毫釐も相矛盾する所無る可し

第一章 政令理財を萬機一途に出て命令能く行わさるるを以て緊要とす故に政令理財を本来唯一人或は僅に數人して終總之を總攝を可し

第四篇

政令并に理財

第一章 政令理財を萬機一途に出て命令能く行わさるるを以て緊要とす故に政令理財を本来唯一人或は僅に數人して終總之を總攝を可し

第二章 民主の説盛行るる國に於ても政令と理財と特に一首領或は一議政府の司る所とすを專上章の理に因りたり

第三章 一君主の國に於ても言ふ迄も無く君主總國の頭首として惟君一人政令理財の二大權を掌握を
第四章 國の頭首と事理宜しく躬自政令理財の大本を

統領を可し但才力り學あり政事と練達し君子の參謀輔弼を要し而して君主の命令規定を制作し之を奉行せらるゝ至ては貴賤諸等許多の官吏と論要用あり

第五章 各種官員の俸祿職掌を定め之を進退黜陟せらるゝ總國主長の自任せらるゝ所あり

第六章 上章と掲ぐる總國主長の任とせらるゝ所の事を皆國家の大事件なれば須らく律法として定むる恒典若くは主長の政令より出づる命令を以て定むる格例と從て之を遵行し絶て人主一人愛憎の私を以て其間を行はざる事無らしむ可し此も天下總國の公益と兼て各員官吏の爲は實は必要あり

第七章 諸員官吏を右の恒典格例に依據し國主の命令を奉承し且其名號は由て官事を奉行を但其職務を致し誠と忠實あり可きと其任せらるゝ所の責あり若夫否ざれば自其罪と服を可し

第八章 政令を獨律法を奉行せらるゝのみと止らば國の爲は必要ある時を獨斷獨行して復律法の有無は關係せざる事あり而して國中一切諸人悉く政令の規定命令に服從せらるゝ事律法は服從せらるゝと同一あり可し是政令の權宜しく然る可き耳

第九章 然りと雖政令を施行せらるゝは當て宜しく律法の本旨條例に契合し毫も矛盾せらるゝ所無らるゝ可し

第十章 理財即國家財用の政を其體二様有り甲を公法の體に屬し乙を私法の體に屬す

第十一章 國家立國の本意を達する爲に設る所の諸物を用ふる所の諸事を供する費用あり此費用の管轄を皆公法の體あり

第十二章 其目三有り

第一 國民を役し貢物を納し税銀を征し是國家立國の本意を達するに必需の資用を備ふるが爲あり

第二 右の費用を國家の公事に供し譬を諸員官吏の俸祿等の如し

第三 國家公物の管轄公物とは通國公共の物

一人の私有は非ざるを云ふ譬を政府衙門大學校等總て國人公有の設施馬頭道路橋梁運河津渡隄防海陸戰備砲臺軍艦戰具等の如し

第十三章 右公法の體に屬する理財を政令の一端ありと謂ふ可し

第十四章 國家惟平民私會と同様の業を爲し事有り此時其資用の經理を私法の體に屬す

第十五章 其目亦三有り

第一 人權物權の執行物を取て其所有と爲るの類あり約束の執結賣買を爲し物を借り入を備

第二 ひ請負仕事を爲し金銀を貸借する類あり
國家其私財を出し産業を興作し或は惟其私利を收め或は天下の公益を供を鐵路を創め工場を設る類あり

第三 國家所有の植貨 田野山澤建築等總て恰地を云 動貨 畜類家什等總て運輸の管轄但此物を可き物品を云ふ
天下の公益を供せし惟國家の私有する時を云ふ譬む國家の私田金銀貸附私會の入社及鐵路の材料等の如し

第十六章 私法の體に屬する資用の管轄を就ては國家も尋常平民も同じく民法の條例に違背する事能ず

第十七章 上章諸件の規則獨通國のみならず州邑に於ても同様は通行を可し

第十八章 州邑に於ても制法の官に並て政令理財の官あり可く政令を一人或は一議政府の管轄に屬し理財を公法私法の兩體を存も可し

第十九章 然れども州邑の政令理財を宜しく總國の律法を推尊し總國政令の管轄に從て之を行ふ可し

第五篇 司法
第一章 司法を國の平安を護り國中の非法非禮を防ぎ
諸民の權利を保護し以て國の洪福を長むる方術中の尤
ある者として國家治道の一端に屬し
第二章 司法を類別して平常と非常の二種とし
第三章 平常の司法更に之を類別して二種とし
甲 聽訟 此を諸民日用往來中其諸權諸義に關涉
して生ずる所の詞訟を聽決するを云ふ
乙 斷獄 此を刑律を犯せる人の罪科を裁斷する
を云ふ

第五篇 司法
第一章 司法を國の平安を護り國中の非法非禮を防ぎ
諸民の權利を保護し以て國の洪福を長むる方術中の尤
ある者として國家治道の一端に屬し
第二章 司法を類別して平常と非常の二種とし
第三章 平常の司法更に之を類別して二種とし
甲 聽訟 此を諸民日用往來中其諸權諸義に關涉
して生ずる所の詞訟を聽決するを云ふ
乙 斷獄 此を刑律を犯せる人の罪科を裁斷する
を云ふ

第四章 平常司法に於ても君主の名位を以て詞訟を聽決を其義君主の聽決と同ト而して司法の官即法士を君主の任する所あり

第五章 善く法を司り聽決するは必須あるを中正不偏として恒に律法を照して各人の權利を保護し不正不義横暴私欲を禁止するに在り

第六章 故に法士を能く其人を得能く法律を通じ可し且法院を毫も掣肘せらるる患なく自立して審み律法を守り可し是等の制を定め之を保護するも亦律法として須らく確然不拔あり可し

第七章 之が爲に至當の良方左の如し

第一 法士を任して終身官に居しむる事

第二 律法を掲げし法士俸祿の制を以てする事

第三 國家高會の其一より具呈する所の各簿中より法士を選任する事

第四 法士の職掌權義を詳記して條例とする事

第八章 詞訟犯罪の大小輕重に準じて各相當の法士あり律法を明白に之を指示を若夫人あり律法指示する所の法士に趣き訟んと欲する時を他人其意に戻り之を沮み止む可らざる

第九章 律法を定むる正員法士の外に臨時に法士を任して臨時に法院を設て臨時の訟獄を聽斷する事絶て無る

可

第十章 司法院を制法院及び政府と眞に隔絶して特
 自立を可し故に制法の官を能一切の律法を制定され共
 兼て律法の準據として訟獄を聽斷する官と爲る可らば政
 府の諸官員亦兼て方正中立の法士たる可らざるあり
 第十一章 法士と只管律法に據り以て訟獄を聽斷し毫
 も律法の正邪當否を論を可らば又人なり法士と趣き訟
 争の時法士律法に詳し其事を載ざるを以て辭を作り
 て其聽斷を拒む可らば

第十二章 法士批文中に其斷由を明記し人を一見
 して左の二條を知しむ可し

甲 法士裁決する所の事實を審覈ししる事

乙 律法中何の章何の條を採用ししる事

第十三章 事實を審覈する事を明確なる證左を以て之
 可し

第十四章 證左とする所の如し

第一 本人法士と對して爲る所の自首

第二 証人の辭或は其道に長ししる人の解明

第三 証左として出する文書

第四 事情の連結 蓋此連結を參考されば事實自

然と明白あり

第十五章 聽訟を法院の門戸を開き公然として之を行

不可一然れ共別は開門一難き故に時を之を閉づ可一
然と共批文より恒不詳は斷由を記して兆民は明示を可

第十六章 小事の聽訟を一法士之を司る若夫其事大

とは數法士列座一相互は討論を盡し衆口は從て之を決

可一法臺中法法士三名法府大法五名議法院至高

七名乃至十二名

第十七章 裁決既定より後訟者更は高等の法士は趣

き覆實を請ふを許可一其を法士法を司る恒は正直綿

密ありと雖或は誤謬を免まざる事あり故は此法を設

るあり之を越訴と稱す

第十八章 非常の司法又之を二類は別つ

甲 軍法 此は海陸兵卒の罪科を驗治するなり

乙 有司の聽訟 此は有司中生る所の詞訟を裁

判するあり

第十九章 非常の司法は於ても裁決公平中正あり可一

故は非常の司法亦謹て尋常司法の爲は上章は記して

條例を守り可一

第二十章 然も共事情自異あるを以て二三の尋常條例

は膠柱を可らざる事あり

第二十一章 軍法を殊は戦争の間は在ては速且嚴あり

可一是軍中は於ては紀率尤嚴正にして士卒肅然として

能く將命を奉るるを要せればあり故に推問裁斷共より尤
簡便あり可し

第二十二章 軍法に於ては緊要なる將帥兼て部下の法
士より事特に須要あり當然而已あり然る時勢之を要す
る時を將軍令を下し暫時平常律法を廢して一地を行を
れしめざる事あり是將軍の特權あり譬む守城中に軍法
を布告するが如し

第二十三章 有司の詞訟を職務の爭論して即國政内の
議論あり故に尋常法士の裁判に託し難く政府自之を裁
決を可し是此詞訟政令殆一ふして離る可らざるに因る
あり

第二十四章 此時政府の依怙臆負を防ぐ方法種々ある
可し譬も裁決の前は當て中正公平あり國會大臣の議を
取る類あり

第二十五章 尋常民事の詞訟を雙方相談納得の上法院
に赴きて平人の内有徳の君子に就て裁判を請ふを得
是を判者と稱す此時判者律法の條例を照し或を唯仁義
禮讓に基て之を斷ぎ是律法の許を所あり

第二十六章 判者の裁判法士の裁決と同一にして雙方
共に之を奉守す可し

第六篇

刑法并は治罪法

第一章 文教昭明ある列邦の國法論は從て刑法ハ方正中立の法士君主に代り君主の名位を用ひ律法を謹案して行ふ所あり

第二章 野蠻の俗に於ては刑即復讐の具として所謂惡を以て惡に報ふるあり故に屈害を受し人躬自其敵を刑に然らざれば子弟親眷之に代て刑を行ふと云ふ拉丁語のオニス即此義あり

第三章 文教半明ある國に於ては生殺與奪の權悉皆君主に在り故に若夫臣民君主の命令に違背し或は其視て

不善と為る所の事を行む之は刑を加ふ

第四章 文教昭明ある國は於ては平人私に加へたる惡業も國の治平を妨る一障害として之を視る治平を守るに君主の任あり故に之を罰するに即君主の任あり

第五章 文明の國は於ては刑罰を惡を以て惡は報ふ。具は非ざる又君威を張り臣民の順従を要する具は非ざる惟惡を未然に防く具と為る耳

第六章 刑の本意を懲惡は在り就中惡人をしして復天下の患害を為しめざるを以て尤其本意といふ

第七章 右此刑の本意を達する為は刑を設る事左の如くある可し曰く惡人を遠けて人間は交らざらしむる

あり然とども一旦悔悟して善に歸る時を復人間に歸らしむるなり

第八章 故に刑を定め罪を擬する共は無益の醜酷を避く可し

第九章 刑を定むるは之を當る所の罪惡の品類狀情を察す可し本來刑の能く本意を達するを其嚴酷なるは非を却て其確なるは有り確とは何ぞ罪ありハ刑必之は加ふり人絶て刑を免む事を僥倖し得ざるあり

第十章 犯惡の人も亦本國の住民として住民の權を有む此權を之を敬せんと有る可らざる

第十一章 律法の條例は據むる人をして人を罪ありとし之は

刑を加ふる事絶て無る可し

第十二章 刑罰を加ふ可き罪科を律法に掲て明白に之を指示を可し律法に明示して罪科として刑罰を以て懲む可き所業の外を絶て罪科と為可らば

第十三章 何の罪科を何の刑罰に當ると云ふ事律法に掲記して明瞭ある可し又罪科を加ふるも律法に定むる所の刑罰を以てせざれば他の刑罰を以てする事絶て無る可し

第十四章 惡業の有無及び人の罪有ると罪無きとを裁斷するを律法に指示する所の法士ある可し

第十五章 法士は罪人の推按を請ふ事宜しく律法所定の條例に従ふ可し是は告訴へらるる人の權を保護し二は國家の權を保護するあり

第十六章 治罪を以て其專務とする官たり此官屈害を被りし人の告訴を受理し且犯罪者を探索逮捕して之を法士に送り致すを以て其任とし

第十七章 右治罪の官法士に呈するは左に二証を以て可し

甲 惡事の所業ありし証左

乙 犯人として法士に送る所の人罪惡を犯しし証左

第十八章 犯人として告られし人をし法士の前

優より自陳理をを得せしむ可し若夫罪惡の証左猶未明白ありざる時未其人を正犯として視る可らば

第十九章 左の憑據未著明ありざる間ハ法士未其人の罪科を斷決を可らば

第一 推按する所の事之を刑律の例條に照らし刑を可き罪科ある証

第二 犯人として告られざる人實に惡業を為し

第二十章 証左を得る方法左の如し

第一 自首 其道は巧あら人の解明及証人の辭

第三 証左の文書

第四 事情の連結

第二十一章 告らざる人の自首を本心より情實を吐露する者あり可し而して猶且他の憑據と契合して始て証左として取用ふ可し

第二十二章 拷問を加へ或ハ誘問して首伏せしめざる自首を証左とせざる足らば

第二十三章 一旦罪科決定せし人更に高等の法士に赴き覆治を請ふを得し事尋常の詞訟と同し可し

第二十四章 若夫罪狀既に極り最早越訴を可らざる時を治罪の官之に任して尤速に其刑を其人に加ふ可し

第二十五章 犯罪の批文を君主の名位を以て之を作ると雖も君主特_レ其罪を赦_レ或_レ其刑を減_レて輕き_ニ從_レしある權を有_ス之を特赦の權と稱_ス

第二十六章 特赦の權亦是無_ク可_ラら_ズ其理左の如_ク

第一 法士の律法を司_ル極_テ慎重綿密ありと雖も然_レ共或_レ誤_リて無罪を有罪と_シ事其絶_テ無_キを保_チ難_シ

第二 文教日_ニ進_ム時論月_ニ新_ムて休_ム法士の法を司_ルは惟_テ律法_ニ是_レ據_ル律法_ニ重_キを持_ツ故_ニ其斷罪復_シ時論_ニ合_セざる事間亦是_レ然_レ彼國_ニは時論既_ニ死刑を以_テ刑理_ニ悖_レ

りと云_フ世務も亦之を要_スせ_バと云_フ故_ニ新律大抵_ニ死罪を廢_シて二十年乃至_ニ二十五年間懲惡院_ニ入_ル若_シ其未廢_セざる者_ハ大抵_ニ特赦_ニ從_テ死_一等を減_シと云_フ

第三 犯人の所業律法の嚴文_ニ從_ズ宜_シく重刑_ニ加_ス可_シと雖_モ然_レ共或_レ其情意憐_ム可_ク恕_ヲ可_キ事亦是_レ然_リ

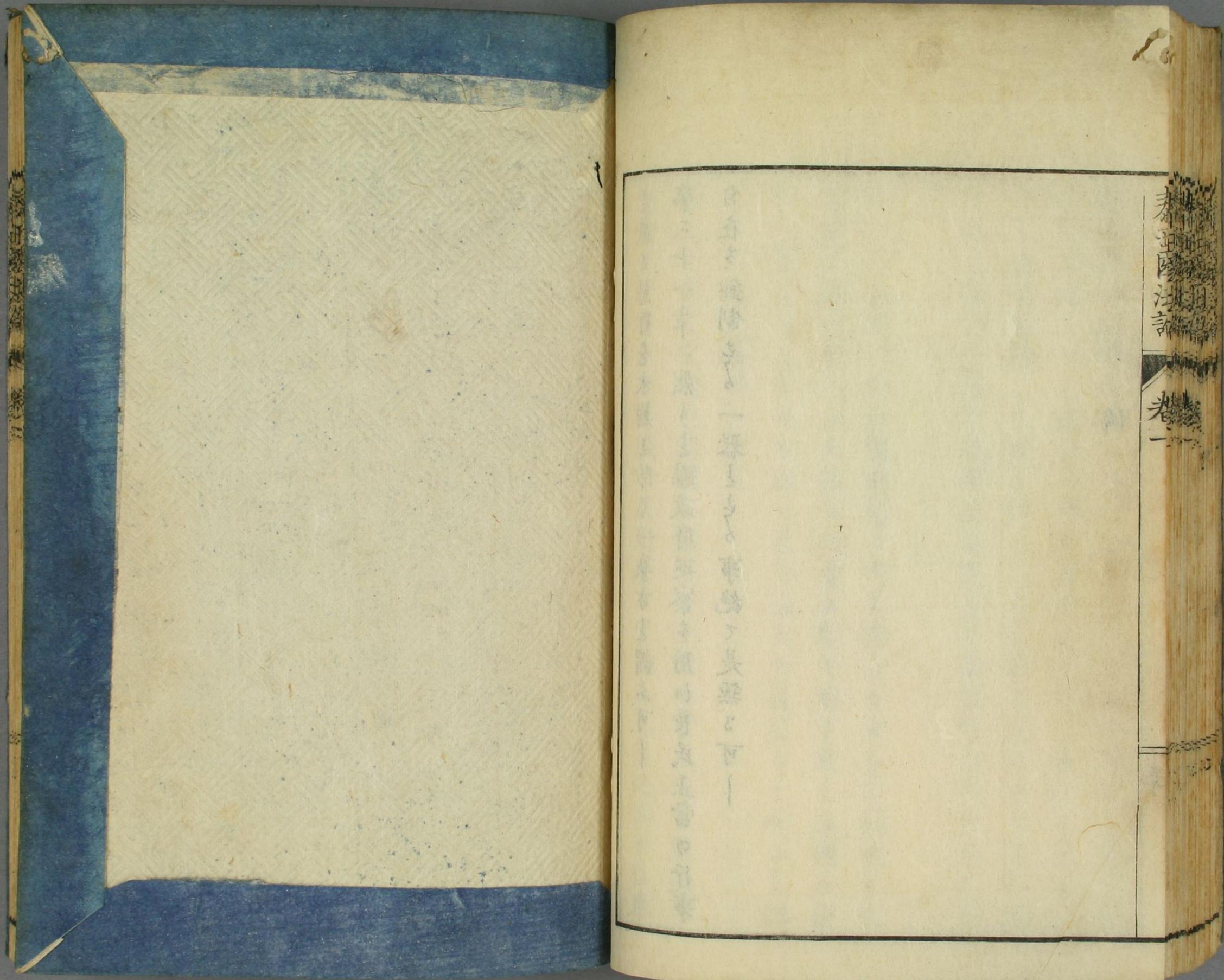
第二十七章 君主又法士の推按を半途_ニて停止_シ或_レ罪人の追捕を一切廢_シ閣_セしむる權を有_ス甲_ヲを停問_ノ權_ニ乙_ヲを措_ク不問_ノ權_ニ稱_ス理_ニ特赦_ノ權_ニ同_シ

第二十八章 諸國_ニ於_テ死刑或_レ身の大恥辱_ト為_ル刑

を受く可き重罪あり時、當りて先其人の罪あり、土罪無
きと、或斷むるを法士の職、非を、却て國民の徳望あり
る人數名商議して定る所より之を斷士又誓士と稱を然
る時を法士の職を惟律法に照して其當刑奈何を決むる
耳

第二十九章 犯人獨國家の刑を受るのみあり、兼て又
其曾て害を加へたる人、又相當の償を為す可し、返償の金
額を害を受たる人の訟、因て法士の裁定する所より、但
此の私法の條例に屬す

第三十章 文明の諸國に於て、一種の官人より罪惡を
探索するを以て其職といふ、巡察の官是あり、蓋巡察の監察
を兼て惡行を未萌に防く一良方と謂ふ可し
第三十一章 然りと雖、政府巡察を用ひ、良民正當の行事
自在を鉗制する一器とする事、絶て是無し可し



泰西語法

卷一

Handwritten Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is mostly illegible due to fading and the texture of the paper.

泰西國法論

二



泰西國法論卷二

國家並其國の住民雙方の權義

第一篇

國法論より立る本國住民の區別

第一章 國內に居住する人を悉皆其國の住民あり

第二章 國法或は民法より住民の區別を立る方法數種あり

第三章 第一の區別を國種と外國人あり國種として本國より生るる人より真に所謂國民あり

第四章 第二の區別を自主民と不自主民あり不自主民とは自ら其事を主宰する能ざる者より奴婢僕隸あり

第五章 第三の區別を國民の品種あり
 第六章 第四の區別を國人の品位あり
 第七章 右數種の區別を由て各種の住民國家を對して有る所の權義並に其彼此互に有る權義迥に異あり

第二篇

國民外國人

第一章 國民を本國の本種より國家を對して有る所の權義共々全し

外國人を國內に住せしめ共々來本國の民に非ざる故に其國家を對して有る所の權義共々微あり

第二章 國民の原語を直譯せしめ都人あり都人といふ昔時都名を專らする事を得しむる府邑ホウの人あり然も共今都人と稱するハ總て國人の事ありホウ都人と譯し其義紛ナと譯す

第三章 古昔都人其特權特義を有し貴種高族の下郷

民の上より立ち

第四章 古今の世獨英吉利國に於て民の公權私權に關涉し、猶右の古義を存せりと云ふ

第五章 外國人又之を二類に別つ而して其國家に對して有る所の權義に従て差等あり

甲 一時入來する外國人

乙 居をとり永住して其國の住民に屬する外國人

第六章 甲を唯一時國內に來する者にして本來國家に對して更に權義を有る事あり但國の律法其人を保護せ故に彼宜しく其國の律法を遵守を可き耳

第七章 右の外一時入來する外國人の權義を國法論の

議する所は非ざりて列國公法の論する所あり

第八章 乙を其居住する所の國の住民にして其國家と權義の關係あり以て國家に對して其權義を有る但其權義國民に比するは唯一等を讓る耳

第九章 國內居住の外國人行事自在、建社、信教、請願の權等國民一般の公權を有る

第十章 然れ共代民議事を選擧し官吏を補する等の公權を國民の特權にして外國人に準許せざ

第十一章 國內居住の外國人亦兵役納税等國人一般の義を務む可し

第十二章 居住の外國人民法に掲る所の私權を有る私

義を務む可き事大抵本國民と同トスル但民法中掲て以て本國民の特權とスル者を許さる耳

第十三章 律法又揭示せる例式又從て居住の外國人又一切の民權を準許する典禮有りて其權全備を之を歸化と稱し

第十四章 歸化の後を外國人復外國人又非び全く所生の國人と同ト

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 國、人、同、ト）

第三篇

自主民不自主民

第一章 自主民不自主民の區別を歐羅巴諸國に於ては今も既に疇昔の談と成て復見ざる所あり

第二章 然りと雖昔時ハ歐羅巴諸國に此區別有りて其狀一ありざりけり

第三章 各種の不自主民各其名を異しせり其尤顯著なる者ハ奴子君有奴莊僕役子あり

第四章 上世不自主民甚多くして當時名賢の論と雖奴を以て國家須要の一物とせり而して若夫國に奴無れば國其國を成らば由ありと云ふ謂へり

第五章 奴の源を上代の戦利法論より出づ蓋上代の戦利法論は従へば戦敗して國を失ふ土地人民貨財悉皆敵の有と成る故は悉く亡國の人命を殲き事惟勝者の意に任す若夫死を宥め生を保つ時を或は之を賣り或は自之を驅使しつりと云ふ

第六章 古羅馬の奴を古今奴中の酸鼻極れる者ありと云ふ

第七章 古入奴を人として人とは非べと謂へり故は奴は毫釐も人權を與へず只視て畜生と同しく其主人所有の一物とせり故は奴を御する道馬牛を畜ふと等しく之を殺し之を傷け之を逐ひ之を賣り之を典する惟其主人の

意に任せしより故は奴の有る所の物得る所の物を即其主人の有る所得る所の物ありたり

第八章 羅馬の風俗世を逐て漸く溫柔に移り奴を馭する道由り以て稍寛典に従ひ後世遂は虐主の奴を苦使する滲酷を禁する律法を設るに至り

第九章 奴主奴を放釋する事一時羅馬の風尚とありたり其由て來る所の故多般ありと雖其以て奴の困苦を減せしむ則ち一あり

第十章 右の風尚流行し因て奴は非び又平民は非ざる一種の間民多く生ず之を名け釋民と稱しつり

第十一章 右の釋民一切の民權を有し得たり獨其舊主

入は對して猶臣禮を執りし耳

第十二章

曰曼耳及斯拉窩爾民の古俗は亦奴たり全く

羅馬の奴は同し惟其名目を異し之を君有奴と稱せ

り

第十三章

然は共之を羅馬の奴は較ぶるは制御の道一

層寛あり後來君有奴一變して莊僕と成りしも今を距る

こと年既久しと云ふ

第十四章

昔嘗て主人其奴は莊墅の田を授て之を耕種

せしめり其奴の子孫世々莊墅に屬し移らば遂は莊

僕の名を得り

第十五章

若夫莊墅其主人を變むる時も莊僕は依然と

しは莊墅に止りて轉ぜざりけり

第十六章

中世東歐羅巴諸州の農戸漸く變りて悉皆莊

僕と成りたり

第十七章

西歐羅巴諸州は於ては星移り物換りて從て

莊僕漸く寛典を蒙り即生殺與奪を擅し主人の權

漸く減し主人は惟年穀の税銀定額の調庸を征する耳と

成り之を君役手役腕役と云へり

第十八章

然れ共君有奴莊僕終は曾て公權の準許を得

る事無りけり

第十九章

和蘭英吉利は於て君有奴莊僕共は跡を絶て

以來既は若干の星霜を経り日耳曼列邦は於て之を廢

一七〇七乃至一七〇九年乃至八百年の間は在り法朗西は於て
一七〇七乃至一七〇九年の變亂は頓る之を廢し俄羅斯波蘭は
於てを現る今帝の意より出て之を廢し之を人の知る
所あり

第二十章 亞墨利加州黒奴の狀情殊る奇異あり此を歐
人此新世界を覓見して攻奪せし後日あらば之を輸
入し之と云ふ

第二十一章 黒奴の濫觴を新世界の土人を愛憐する仁
心と黒人を非人視する歐人一般の臆説より出ると云
ふ

第二十二章 初黒奴輸送の本意を惟礦山を鑿ち田野を

開墾せしむるに在りしれ共遠らぐ上代の奴と同一
般と成りし

第二十三章 黒奴の賣買を方今歐羅巴亞墨利加文明の
諸國は於て之を禁むる所あり

第二十四章 方今西班牙を除く外歐羅巴の諸國皆其海

外領地の黒奴を廢し

我九千萬兩は値ると云ふ

三千ポンドステリング

千八百三十三年英國政府悉く
海外領地の黒奴を贖ひしり價

英人オルベルホルス
の功尤多しと云ふ

第四篇 國民品種の區別
 第一章 國民品種の區別と絶遠の東國と流行し未と曾
 て歐羅巴と入らば
 第二章 此區別印度國と荒遠稽へ難き時より既と有
 りたりと云ふ蓋埃及太古の俗を天竺人學びたりと思え
 るあり然るふ埃及の文化を取りて國を開き希臘等
 歐羅巴の國內と此風未曾て入らざりしと幸と謂ふ可し
 第三章 國民品種の區別流行する國と國內諸等の
 人
 民品種隔絶し々恰も天然別種の如く永世懸隔し々互
 交る可らば就中其公權尤迥と異あり

第四篇

國民品種の區別

第一章 國民品種の區別と絶遠の東國と流行し未と曾て歐羅巴と入らば

第二章 此區別印度國と荒遠稽へ難き時より既と有りたりと云ふ蓋埃及太古の俗を天竺人學びたりと思え

るあり然るふ埃及の文化を取りて國を開き希臘等歐羅巴の國內と此風未曾て入らざりしと幸と謂ふ可し

第三章 國民品種の區別流行する國と國內諸等の人民品種隔絶し々恰も天然別種の如く永世懸隔し々互

交る可らば就中其公權尤迥と異あり

第四章 國民品種の區別行つて國は於て概きりて國人を四品種に別ちしり

第一 巫祝僧侶制法者學者及法士の品種印度之を波羅門と云ふ

第二 王侯兵士の品種印度之を利帝利と云ふ

第三 良民の品種印度之を吠舍と云ふ

第四 賤民の品種印度之を戌達羅と云ふ

第五章 埃及及びてハ此品種の界限更に一層嚴ありきと云ふ其子其父の種類に從ひしのみ止らば農商百工悉皆算袋の業を繼ぎしりと云へどあり

第六章 品種の畫別と國の爲め民の爲は大害なり實之を厭棄も可し

之を厭棄も可し

第七章 民の品種隔絶をりて因て國民の權永世偏倚不平一半の民他一半の民を壓倒し禮義廉恥等國家網維の心を薄くし遂に外敵をして容易に其國を奪えしむ

即是

第八章 國民品種の區別より由て國民互に隔絶して相交らば帝相濟相養の道に害あり而已ありん實に人文民智開達して國富實を致せを妨る大患なり

第五篇 故其公法自主の辨を待て、蓋も亦自一品
 第一章 國民品位の區別
 本品種の區別より出づりと思ふ
 第二章 然れ共品位の區別を品種の區別より比せり、畫
 別稍小あり加之民論時需に應じて遷轉し區別の狀情亦
 從て變化を
 第三章 故も品位の區別を新古歐羅巴の諸國に於て其
 形狀一あり
 第四章 上代文教照明あり、國に於て品位の區別最初
 尤簡あり

第五篇 故其公法自主の辨を待て、蓋も亦自一品
 第一章 國民品位の區別
 本品種の區別より出づりと思ふ
 第二章 然れ共品位の區別を品種の區別より比せり、畫
 別稍小あり加之民論時需に應じて遷轉し區別の狀情亦
 從て變化を
 第三章 故も品位の區別を新古歐羅巴の諸國に於て其
 形狀一あり
 第四章 上代文教照明あり、國に於て品位の區別最初
 尤簡あり

甲 閥閱貴族(希臘のエウパトリーテン羅馬のパトリシイ)是あり

乙 平民(希臘のデモス羅馬のブレブス)是あり

第五章 日耳曼の古俗を國民の品位を三等と別ちしり

甲 王侯及貴族(ヤル)

乙 自主民(カル)

丙 僕隸(タラル)

第六章 耶蘇教歐羅巴より入りし後僧徒別より一品位を成ししり

第七章 村落上りて都と成るるに至て都人般實富有威力頗る盛あり故より其公私自主の權を執守し遂より亦自一品

位を成ししり

第八章 右の如く數般の品位生トし上より放て各品位の比例歐羅巴諸州互に同トししり

第九章 法朗西等の數國より放てハ昔國民の品位を別て三と成ししり

第一 僧徒の品位

第二 貴族(累世相傳の古貴族)の品位

第三 第三等(都人及村落の小貴族郷民を數外あり)の品位

第十章 英吉利等の數國より放てハ高等の貴族(ノビリチ)高位の僧徒合して一品位とあり之を爵位貴人(ロルツ)と稱し都人(シチゼンス・ビュルヂス)村落の小貴族(ゼントリ)及

自主の農戶(エオマンリ)合して一品位を成し之を平民(コ
ムンス)と稱す

第十一章 瑞典等の數國に於ては國人の品位を別て四
つに

第一 貴族

第二 僧徒

第三 都人

第四 鄉民

第十二章 荷蘭及北國^獨逸諸州に於ては僧徒其公權を失
し復國事の關係せざ即惟三品位を稱せり

第一 貴族及騎士

第二 都人

第三 鄉民

第十三章 昔時を右品位の區別に因て國人の公私兩權
迥に異しして各品位皆其特權を有しし就中一頭政治
の國を甚しし

第十四章 然るふ年月を経る久しきに従て品位の區別
漸次解釋し方今の歐羅巴諸國に至て猶品位の區別其
義を存せざるを惟公權の上のみとせり

第十五章 民法私權の上は在りては萬人同權の論世を
蓋ひて品位の特權を驅逐しし然れども慣習の餘俗日
用の交際上は猶其跡を存せり耳

第十六章 見今歐羅巴多半の國譬を法朗西以太利比利時尼達蘭等も於ては品位の區別全く廢れり

第十七章 爾餘の諸國譬を英吉利普魯士瑞典墺地利等も於ては品位の區別方今猶其義を存せし雖も其實は惟代民議事を推選する例條の一根據する耳代民議事を總國民も代て國事を辯論商議する者も君主と制法の權を分つあり

第六篇

國家も對して住民有る所の通權

第一章 住民の國家も對して有る所の通權を第一も國家も要するも立國の本意を達するを以てするあり○國家宜しく其經理する所の資用を以て總國の幸福を増益し勉て其自立を保ち國民の權利平安を護り國中の禮序を正し衆力を統合し相濟相養の道を長し以て國益を増殖を可し故も一切國民共之を國家も要求するも或得可し

第二章 右國民國家も要する所の諸權は是國家の公義公務あり然も共此義務も道學も所謂國家の義務もして

法學論一て之を國家の要約と成一難一故又國人詞訟
議論を以て之を國家又責む可らざる

第三章 然れ共又其國の住民と其國家又對して躬自其
本權を有して入く之を執行し得可し而して時りて詞
訟議論を以て之を防護も可し

第四章 住民の本權を國家の律法又掲記して之を保護
も可し然れ共國家の公益の為は住民其本權を譲る可き
事宜又臨てん律法又之を裁制する所あり

第五章 根本律法即國憲又住民本權の大綱を明記確定
と是各國の通例あり

第六章 所謂住民の國家又對して有する所の本權左の

如し

第一 自身自主の權

第二 住居を犯も可らざる權

第三 行事自在の權

第四 建社會合の權

第五 思言書自在の權

第六 任意に法教を信し法禮を行ふ權

第七 書札の秘密を敬重せしむる權

第八 其所有の物を自在に用ふる權

第九 律法の上は萬人同一なる權

第十 租税の課率家産の貧富に準むるを要する權

第十一 請願の權

第十二 國家と結びたる私約を國家は信守せしむる權

第七章 自身自主の權
自身自主の權を侵害する人を逮捕し、肆り人を獄に繋ぐを禁ず。○國家は長とる者を務く、住民をして互に其自身自主の權を恭敬せしむ可し。○國の首長と雖、律法は詳記せる事件は従ひ條例を據り、保証を守り、通國の為は害を除く道理は非ざれば、絶て人民自身自主の權を毀傷を可らざる。

第八章 住居を犯す可らざる權
住居を犯す可らざる權と主人の意は戻りて他人絶て其家に入らずるを云ふ。○惟通國公益の為は國家の首長律法は指示せる事件は従ひ保証を據り命令を下し、當官の人を差して其家に入らざるを得可き耳。

第九章 行事自在の權
行事自在の權とは人民の往來交通等百事其意に任せて障無きを云ふ。○諸人律法を遵守せられ、産を制し、業を行ふ、惟其意の任ある可し。警む居をとり、家を移し、或は旅行を為し、又本國を去り、本國に歸來する等、總て皆自在ある可し。但通國公益の為は此權を殺す事あり、けし國內の治安を保全する衙門即巡察法例の管理する所あり。

第十章 建社の權
建社の權とは數人會社を結び、衆力を合一し、錢本

を湊め一人の力より為し能ざる事業を興立し共同の本
意を達する權を云ふ○會合の權とて多人一地は會同し
て或を歡樂を同くし或を其共益を謀り或を其衆利を經
理する權を云ふ

第十一章 建社の權を執行するは因て絶て國家の公益
を害を可らざる故に建社を必らざる國家主長の管轄に屬す
可し會合の權を執行する者を國內の禮序を正し治安を
保護するを以て任とする巡察の法例を遵守を可し

第十二章 心は思ふ事の自在あるを絶て之を禁止する
は由ふる

第十三章 言語文章著書鏤刻は因て其議論を公布する

事の自在あるを文教照明ある國に於ては禁を可らざる
所の民權あり

第十四章 然りと雖言者筆者其言説公布する所の記事
議論は就て終始自其辨解の責を任む可し若夫由て以て
他人を誹謗し或は天下の治安を害し或は國家を危し實
くる時に律法其人を罰を可し

第十五章 其見解は從ひ其神は敬事するの自在あるを
文理明發ある人々自己性中の蘊權より外暴絶て之を犯
す可らざる

第十六章 然りと雖敬神の儀禮行祭等に至ては人々其
所在の國律を遵守して違背を可らざる祭祀等敬神の儀式

を監督して由て以て通國の治安を害する端を開しめざ
るは是國家の長より人の職務なり

第十七章 書札の秘密を恭敬するは住居を犯ざると其
義一あり然も共惟國家の公益を害する者も律法の明文
に照し其指示する所の事件は隨ひ保証は據りて發封を
可き耳

第十八章 其所有の物を自在とする權を宜しく之を敬
重す可し蓋是成國の基礎あり惟天下の公益の為之を
限制する所ありのみ

第十九章 特別非常の事件として國家の公益之を要する
は非れば絶て住民所有の物を收て國家の公物と為る可

らる

第二十章 罪人所有の物を没入するは罪人の妻子親屬
に對して非義殘刺の處置として且無益なる事あり蓋是
を刑と謂ふ可らば却て盜賊の業と謂ふ可し

第二十一章 律法上は萬人同權と云ふ事を位階品位公
私兩權の區別一切之を廢閣せんと云へる義は非ず其故を
是等の區別を人間に除去す可らざる者なればあり○此
言の本義は律法各人の權利を保護する事同一にして絶
て依怙最負無きを謂ふあり

第二十二章 國民租税の課率家産に準じらるを要する權
を有る故に國家通國の為は住民を役使し物税銀税を收

廢閣すと云へる義
ニ非ず

むと雖悉皆毎戸家道贏縮の比例に準じて其間毫も偏頗の處置無き可く入稅役の事は關りて國家肆に某人某品位に特准特許を與ふるに國法論の禁止する所あり○斯る特准特許を其非義なる實に大あり其故を由て以て爾餘一切國人の稅役を重くさればあり

第二十三章 請願の權を由て以て右に列擧する所は住民の國家に對して有する所の諸權を防護する所の道あり
第二十四章 茲に人たり其權利毀傷せらるる時を政府制法院及州邑の府に至り請狀或を願狀を呈し有司は其權を復せしめん事を請ふを得るなり之を請願の權と云ふ

第二十五章 他人の權利を保護する為或は國家の公益の爲りも亦右の如く請願狀を呈するを得るなり

第二十六章 請願狀を呈する一名するも可あり連名するも可あり然りと雖他名を犯し或は通國全民或は若干民の名を稱して請願するを禁むる所あり

第二十七章 國家と結びたる私約を國家は信守せしむる權を概するは民法の條例に屬する所多くして國法の例條とをり所少し

第二十八章 然るは國家威福を張り住民と結びたる約を踏ざり例赦擧し勝を然るを世に或は本來不正の國法論を唱へ或は通國公益の説を托し國家の非義を遠るを

助る者有り邪說世を惑る者と謂ふ可し

第二十九章 右諸權の外は猶住民國家に對して有らる所の權ありと謂ふ說あり例む左の如し

其一 濟救を受る權

其二 工作を受る權

其三 教育を受る權

第三十章 然と共許多若干の住民は特別に食料工業教育を授るを元來立國の本旨は非ぞ又國家の職務は非は第三十一章 貧を轉じて富と為し工作を蕃盛し學術を弘大し是れは論思望を可き事ありと雖戸ごとく救ひ人ごとく小教あるは國家の力も猶足ざる所あり抑國家

の本務にして其力を盡し可きを惟右三事の為は通國一般の明法を制し良術を設るのみ

第三十二章 右三事の為は國家を要求し或は之を爭論する權を有する者を絶て國中に在る事無し可し

第七篇 國民の公權又名都人士權
 第一章 純然なる無限君主の國は非ず外に諸國共ニ緊
 密なる國民國事又關係に政事の方向を定む
 第二章 斯る民權を其公權と稱し其本原多々も太古の
 風俗因習より來り蓋し漸を以て生じ後世遂に國の律例法
 典と成り至れり
 第三章 國民の公權又之を本國民の權と稱し其關涉を
 する所の事體と此權を操る人の多寡とを就て其差別甚大
 あり
 第四章 方今歐羅巴の諸國は於て國民公權の胚胎せし

第七篇

國民の公權又名都人士權

第一章

純然なる無限君主の國は非ず外に諸國共ニ緊

第二章

斯る民權を其公權と稱し其本原多々も太古の

風俗因習より來り蓋し漸を以て生じ後世遂に國の律例法

第三章

國民の公權又之を本國民の權と稱し其關涉を

する所の事體と此權を操る人の多寡とを就て其差別甚大

第四章

方今歐羅巴の諸國は於て國民公權の胚胎せし

所以二つり

甲 昔閑閔鉅室威權王侯又亞ぐ者有りて之を王侯の匹敵君子と稱し若夫國又大事なれば之を會同商議しより來り蓋是王侯其匹敵君子と對して義然らざるを得ざりしあり

乙 昔時嘗て國民或は代民議事の人躬自是と許す所の外は絶て銀を出して國用を助く可き義有る事ありと云へり條規を定めしより來り
第五章 右二種の原由許多の國は於て歲月と與て推移し漸く合して一と成り終は國民或は代民議事の人君主と國家制法の權を小大分ち領するに至り

第六章 代民議事制法の權を分領する國は於ては推舉の應を可き人并は選卷を為る人を定むる事詳明ある可し即特は是が為に設け立たる律法の例條有りて代民選舉の法を詳し

第七章 代民選舉の權或は闔國全民悉皆之を有し或は抑制せしむる所無し或は若干の例條を定て之を限制す

第八章 縱令選舉の權限制無き國と雖其實は此權は與らざる者國中過半あり是分明ある事情あり婦女兒童狂疾あり人重刑を蒙る人及其所有を自由とする權を失へる人等はあり

泰西國法論 卷二

第九章 各國律法の例條を定て選舉の權を限制する事
を則相同すと雖其限制の法に至ては諸國一様あるべし其
例を舉ぐむ大略左の如し

其一 推舉に應ず可き權及び選舉を為す權每品位
各其特例あり

其二 國民の内某々の業を執る者此權を有せざ

其三 家道の貧富に準じて此權を失得す

其四 代民議事の權有數の著姓顯族累世之を領し

或た一種の爵位官職と共に遷移す

其五 君主躬自亦推舉の權を分有す

其六 代民議事應舉の後或は歲月の限あり或は歳

月の限無し

第十章 右代民議事選舉限制の法各國國法論開明の度
に從て互に異同あり故に選舉の法を一概に論定して至
善の良法を指示し可き事誠難し

第十一章 然れ共左の二則以て方今の通論と可し

- 甲 代民議事を闔國全民に代り論議する職あるべし
其議論宜しく恒に闔國全民の衆利公益を本旨
し絶て某品位某産業又某人の私利私益を防護
を可らば代民議事の設能く此意を體認を可し
- 乙 苟通國の利害得失を論じり學識を具する人を
悉皆代民議事を選舉する列に加之可し

第十二章 獨國人は准許して外國人は與ふ可らざる權を本朝の官に任じ職に居る權のみあり

第十三章 右本國の官職に任せらる可き權一切國人皆平等之を有せ或て一種の例條を設て之を裁制せ

第十四章 官に居るは尤須要とする所を其人能く其職に稱ふ才能を有せざるあり是邦制完備する國に於て萬人同一は此權を有し得ざる自然の事情あり

第十五章 官職に任せ可らざる人を婦人孺子狂疾する人刑を蒙りたる人一丁字を知らざる人等ある事自ら論あり

第十六章 許多の官職各其相當の才能須要なり毎官宜

しく其相當の人を得可し是試業の自ら止む可らざる原由あり

第十七章 或て國にあり某種の官職を以て某品位の特權

普魯士將校を貴族の特權ありと云ふ

第十八章 上章の特權を厭棄せ可き惡弊あり其故二あり一は此を甚偏頗ある法より他品位の人を對して不義を行ふあればあり二は官職選舉の間は當りて其才能不足ある者を除く外絶て限制する所無きは通國公益の要する所あるべきあり

第一章 國家の對して住民の務む可き義と
 第二章 國家の對して第一は務む可き住民の通義を法
 律を敬守し君主及頭長其管内に施せし命令に服従せら
 るあり
 第三章 右の如く君主頭長の命令に服従せし可しと雖奴
 隸の如く君主頭長の命と云ふ惟命是奉す可しと謂ふは
 非を其人命令を出せ可き權を有せざし其律を發し其
 命令を恭順せらる及さる事又論あり
 第四章 律法の條例に違はる命令を亦之を遵奉せらるを
 要せざし

第八篇 國家の對して住民の務む可き義と
 第一章 國家の對して第一は務む可き住民の通義を法
 律を敬守し君主及頭長其管内に施せし命令に服従せら
 るあり
 第二章 右の如く君主頭長の命令に服従せし可しと雖奴
 隸の如く君主頭長の命と云ふ惟命是奉す可しと謂ふは
 非を其人命令を出せ可き權を有せざし其律を發し其
 命令を恭順せらる及さる事又論あり
 第三章 律法の條例に違はる命令を亦之を遵奉せらるを
 要せざし

新西國法論

卷二 第八篇

二十四

第四章 君主獨裁絶て律法を以て之を束縛せざる國と雖も賣奴の如く毫も理非を論せざれば只管君命を順從するを以て民の義とせん事を絶てあらず事あり

第五章 若夫君主親ら萬機を操りて只管一人の私欲私情を任せ神を事する等人民の正權を踏籍し暴政下を虐し社稷を殄滅し瀆け外國の兵威を假りて本國臣民の正義を辱し或も殊更に國を外敵に賣るに至るとば王命を拒て從ざるを以て却て本國正民の正義とせん事あり

第六章 君主の非道暴虐を拒むる其道多端あり然るも第七節 若夫權威福を休下を凌辱する者宰相以下の有司多れば更に高等の官吏或も直に君主を訴て姦惡

を罰し其人の受けし屈害を復せん事を請願する可し

第八章 若夫君主親ら非法の命令を下し暴虐無道ある時臣民直に君命を拒む事を得可し其法暴虐の輕重に從て差異あり

甲 或も惟命に從ふを拒む

乙 或も諫書を呈して明に命を拒む

丙 或も兵を以て起り暴を以て暴を拒む

第九章 然りと雖實に止むを得ざる極に至らざれば國民謹て兵を執て起ること勿れ國亂内變を國家災害の尤憂懼し可き極あり然れ共爰に百方術盡き絶て彼不正を

拒み我正を守らば由無きに至るとば暴を以て暴を拒む術を試むんむらる可らば

第十章 第二は務む可き住民の通義を國家其本意を達する為に須要の資用を助ふれり

第十一章 國家須要の資用二あり

甲 人力を役せ

乙 貨物を用ふ

第十二章 文教昭明よして百工業を別つ法優し流行する國よ於ては國家住民を役せれば必其勞を報ふ但非常の時又當りて人を徒役せしむ事或を稀し是なり耳

第十三章 國事多般百官其職多し然れ共官位相當の俸

祿は喜て才を獻し能を呈し其職に居ん事を冀ふ者

國家自ら其人よ之しうらぐん

第十四章 爰は國家命を下し住民を召す時又當て住民得て辭を可らざる義務あり下意よ之を列擧せ

第十五章

第一 法院探討使等の召は應じ其問に對する事

第二 其道は長し入法士の問に應じ其事を明

し其義を釋する事

第三 証人と成て法士は其實を告る事

第十六章 國家の危急艱虞の時或は天災地妖等左に掲る時又當ては國家一切住民の力役を要求するを得可し

甲 外敵防禦の爲り

乙 内變鎮靜の爲り

丙 水火震災等の荒虐を除去する爲り

第十七章 國家立國の本旨を達する爲に諸般の品物須
要あり若夫國家別に之を得る道無とむ住民其産の一
分を割て其所需の供も可し

第十八章 然るに國家其須要の品物を直に民より收取
する事を文化開明の國に於ては殆ど絶無僅有の事あり其
を例に土物を貢せしむる行軍の車馬を供せしむ及び兵士
を宿せしむる等に當て縦令協議甘服の上ありべと雖も
概するに皆其償銀を與ふれどあり

第十九章 住民一般の義務として銀を國家に貢を是諸
國の通例あり此銀即税なり國家由て以て所需の人を役
し物を買ふ

第二十章 税銀を征する事を極て公平正直にして貴賤
を論ぜざれば上下を別しむる律法の條規に従て依怙最負の處
置絶て無る可し住民の内某と品位某と産業と特准特許
を與ふる事又絶て無る可し

第二十一章 此他國家公益の爲に住民に其所有の者或
は所有の權を譲らしむる事あり之を公益の爲に所有を
譲る義と云ふ

第二十二章 平時住民所有の物を收取する時豫め其

止を得ざる事情を明瞭に諭告し且優に償金を給して其人甘服せらるる非れむ絶て之を行ふ可らば

第二十三章 國の爲に民の所有を收取せらるる就て動モトれば君主の私欲暴令其間を行と易し故に君主の暴欲を防ぎ住民の權利を護らば爲に民の所有を收る法を極て綿密に條列し豫め掲て以て律法と爲を可し

第二十四章 禍變危急の時を當てて國家の公益の爲に主長平時の如く許多の時日を費を可き迂遠の條例に關らば直に住民所有の物を取用せらるる權を有を可し

第二十五章 例は火を撲滅せらるる爲に隣近の家を毀ら洪水を防ぐ爲に在近の諸物を用ひ堡砦を守らるる當て傍近

の家屋を除去して四隣の田野に水を溉き圍城或は舟中の糧食盡しし時之を其所有の人を要求せらるる類あり

第二十六章 右等の時を當りて公益の爲に其所有を讓るる住民の義務ありと雖も國家を其人に相當の償金を與ふる事を務む可し

